

平成24年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成24年3月16日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	3月16日午後2時3分宣告（第4日）																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 井 戸 太 郎</td> <td style="width: 50%;">2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																												
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																												
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																												
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎																												
1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 課 長</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>総 務 財 政 課 長</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>水 谷 隆 英</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>経 済 建 設 課 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>監 理 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>岡 田 仁</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>森 岡 博 續</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇	総 務 財 政 課 長	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦	監 理 課 長	上 田 武 司	教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁	上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續
町 長	岩 崎 万 勉																												
副 町 長	山 中 淳 史																												
教 育 長	森 井 惠 治																												
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																												
総 合 政 策 課 長	今 村 雅 勇																												
総 務 財 政 課 長	西 本 勉																												
税 務 課 長	経 堂 裕 士																												
住 民 生 活 課 長	城 光 良																												
健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英																												
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																												
経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦																												
監 理 課 長	上 田 武 司																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岡 田 仁																												
上 下 水 道 課 長	森 岡 博 續																												
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>森 田 アイ子</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	森 田 アイ子	主 任	竹 村 恵																						
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																												
主 幹	森 田 アイ子																												
主 任	竹 村 恵																												
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ																												
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">発議第 1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>発議第 2号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）</td> <td></td> </tr> </table>	発議第 1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）		発議第 2号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）																									
発議第 1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）																													
発議第 2号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）																													

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第 3号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を 求める意見書（案）</p> <p>発議第 4号 公的年金の削除に反対する意見書（案）</p> <p>発議第 5号 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見 書（案）</p> <p>発議第 6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決 議（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 24 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 24 年 3 月 16 日 (金)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 平群町工場等立地促進条例の制定について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 17 号 | 平成 23 年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) について
(総務建設委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 | 平成 24 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 24 号 | 平成 24 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 25 号 | 平成 24 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 26 号 | 平成 24 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 27 号 | 平成 24 年度平群町下水道事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 28 号 | 平成 24 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 29 号 | 平成 24 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 議案第 30 号 | 平成 24 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 議案第 31 号 | 平成 24 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算に
ついて (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 議案第 32 号 | 平成 24 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につ
いて (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 13 | 議案第 33 号 | 平成 24 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算に
ついて (予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 14 | 発議第 1 号 | 父子家庭支援策の拡充を求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | 発議第 2 号 | こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意
見書 (案) |

- 日程第 16 発議第 3 号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
（案）
- 日程第 17 発議第 4 号 公的年金の削減に反対する意見書（案）
- 日程第 18 発議第 5 号 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 19 先進地視察計画書について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 3 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。初日に固定資産評価審査委員会委員の選任に同意をいただきました大西 晃氏がごあいさつに参っておられますので、お受けしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（大西 晃）

皆さん、こんにちは。私、せんだってのこの議会におきまして、平群町固定資産審査委員会の委員に任命されました大西でございます。よろしくお願ひいたします。

この委員会におきましては、やはり納税者の利権、また、こちらの役所のほうの執行のほうの、その中間に立ちまして、中立な立場でその固定資産を審査するというのが役目でございます。ですから、この役目に対しましては誠心誠意頑張っていきたいと思えます。どうぞ御理解のほど、よろしくお願ひを申しあげます。

最後になりますが、平群町のますますの御繁栄を祈念いたしましてごあいさつとかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

御苦勞さまでございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成24年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

税務課長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。税務課長。

○税務課長

貴重なお時間をいただきまして、どうも申しわけございません。

先日7日に開催されました予算審査特別委員会におきまして、住宅新築資金等貸付事業の答弁の中で一部訂正をさせていただきたいというふうに思えます。滞納人数を28人、それから滞納件数は49件ということで訂正させていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めます。

日程第1 議案第1号 平群町工場等立地促進条例の制定について
日程第2 議案第17号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第5号)
について

以上、2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案2件については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。高幣君。

○総務建設委員長（高幣幸生）

皆さん、こんにちは。総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月5日、本会議で総務建設委員会に付託を受けました議案第1号平群町工場等立地促進条例の制定についてと議案第17号平成23年度平群町一般会計補正予算（第5号）についての審議の結果を御報告いたします。

まず、議案第1号の条例制定の審議は次のとおりであります。

主な質疑では、本町に進出する企業への優遇措置で、本条例案の第10条（指定または奨励措置の取り消し等）で、新工場を建て、始業時を含め、その次の年から前年度分の固定資産税を3年間、100、75、50%の交付ということで、もし5年で廃業するときは交付金の返還を求めるのか。その具体的な期限、年数が全くないように思うが、その点はどうするか。さらに、税に対しての優遇措置であり、賃貸でもこの奨励措置を受けられるのかと質されました。

このことに対して、第5条の中で、奨励事業者の指定ということで書き、この条文は要件を満たす必要があるとの答弁がありました。

また、第5条第2項第3号で取得費の合計額とあり、さらに奨励金支給対象者は、第8条で指定事業者に対して交付するとなっている。また、賃貸借料とは資本形成に寄与しないもので、その部分は対象から除くという考え方であるとのことでした。

次に、交付金の返還については、難しい課題であり、本条例の目的から、工場移転等々、大規模投資を願ひ、企業は非常にリスクを伴うものと考え、一部奨励金を支払うものです。

確かに、その後の経営状況により、倒産等々予想されるかもしれません。第10条第1項第2号において、工場等の操業休止、廃止したとき、町はこの奨励措置の取り消し中止、もしくは停止とあります。内容によっては第2項に該当し、その取り消しをする場合は、工場等設置奨励金の全部又は一部を返還させると規定している。

この趣旨は、基本的に善意で進出を考え、想定はしていないが、例えば協定違反等生じたときには一部を返還してもらおう。または、悪意を伴って進出したとわかれば、町民の税金を奨励金として支給しているので、全額返還を想定し

ている。返還の期限については、このことも踏まえ、実際に進出企業の意向調査を行い、町として進出に当たり、奨励金趣旨について熟知してもらうことに努めるとの答弁がありました。

いま、この条例制定する理由はなにかと質されました。

県企業立地推進課が発行される企業立地ガイドに、本町の優遇措置も含めて掲載を要請しています。また、中小企業総合展等、インテックス大阪のほうで開催される予定であり、ぜひ4月1日からの施行を考えているとの答弁がありました。

該当地域の固定資産税の課税について質され、課税については、現況で課税するので、一たん宅地になれば宅地の課税となると答弁がありました。

委員より、このような制度は本来早く制定すべきだった。企業が来ることにより、さまざまな雇用問題とか将来的な税収、企業の発展による税収も含め、いろいろと町にプラスの面が多いとの発言もありました。

また、いま財政が厳しい中、個人給付はしないと一貫していたが、これを究極の個人給付ではないかとの質問に対しては、町の活性化であり、個人給付という認識は全くないとの答弁でありました。

以上のおおりを審議し、終了いたしました。

本議案第1号は全会一致で原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号で歳入、歳出の補正額2億2,757万1,000円の補正予算でありました。審議は歳入補正と歳出補正で、その審議は次のとおりでありました。

質疑について順次審議結果を御報告いたします。

まず、公債費についての質疑では、公債費の一時借入金の利子が645万円減額の補正です。23年度の一時借入金の推移と状況についての説明が質されました。

このことに対して、一時借入金の推移は出納閉鎖までの期間は相当な支出も見込まれ、現在一時借り入れは3億円を借り入れています。今後については、3月期から5月期いっぱいまでは23年度分の部分で支払いが大変多くなり、おおむね5億円程度の支出が見込まれるとの答弁がありました。

続いての質疑では、大規模改造事業費の補助金の割合で、耐震とリニューアルの補助金の割合の違いです。耐震が2分の1、リニューアルが3分の1の補助金があるが、耐震補強で北小の体育館の床がリニューアル工事に入っているが、床は屋根の耐震工事に含まれ、2分の1の補助金に入るのではないか。屋根工事では、床はやはりかえなければならぬと質されました。

このことに対して、基本的に、床については養生をしながら、現在の床が損

傷なく工事が可能であり、床は耐震補強工事の中に含めなかったというのが経過との答弁がありました。

このことに関して、普通で考えると、床の養生とか仮設等の費用がかかる補助割合も変わってくるため、精査して、補助金を多くもらえる方向で検討してほしいとの意見が出されました。

次に、教育費教育総務費事務局費委託料は1,860万円についてただされましたのは、主に幼保一体についての質疑でありました。

まず総合こども園、以降、こども園と称します。についての質疑です。本町では、幼稚園建てかえ、南保育園建てかえ問題から一体で行うとのことだが、子育てを考えると、こども園が、よい悪いは別にして、規模は大きくないほうがよいと考えます。両方とも別々に建てるべきで、最終的に国の法律が変わって、こども園でなければならないというとき、はなさと保育園も含め、三つの園で各々がそういう形をとるべきだと考えております。平群町の地形、小学校の統廃合のときにもいろいろ言いましたが、地域的バランスから考えるべきです。4月に入り、議会が議決してから保護者に説明すると、住民の説明はしたけれど住民の理解は全く得てないという状況ではないか。教育という観点でどのように考えているか質されました。

このことに対して、現状では、幼稚園の建てかえ、南保育園の建てかえ、もしくは大規模改修という状況の中、今後の子どもたちの人数を予測し、効率化の問題も考えています。全体に見て、総合的に判断すると、はなさと保育園と新たな一体化施設の二つで運営するのが最もよいと判断をした。住民が主人公であり、基本的には大きな方向として住民の皆様方に説明をする方向です。町としては、一定の議論の中で、しっかりした方針を持って説明をします。その中でいろいろな要望点を聞き、考え直し、真摯に受けとめるのは当然のことである。議会、住民の方々に同時期に町の基本的な考え方を示し、その上で同意を得て前向きに進めていきたい。議決を得てから議決を持って説明に行くとは考えていないとの答弁がありました。

次に、何ゆえ南保育園と幼稚園を統合することが小学校と幼保が密接につながるのか。基本的な方向は決まっていますが、住民から出た意見で、基本の部分も含めて検討し直すという柔軟な姿勢が必要です。住民の声を聞いて検討し直したのか。拙速に進めているとしか思えない。やり方が余りにも住民目線ではない。行政目線の行政の都合で行っているしか思えません。その点について質されました。

このことに関しては、平成27年4月に新たな幼稚園を開園しなければならないという事情であり、保幼小の連携の重要さということでもあります。骨格に

かかわる部分では、本町の就学前の教育のあり方、保育のあり方についても時間をかけて議論をしてきました。現在、国がこども園構想を出していますので、本町でもこども園にすると考えているわけではない。本町の就学前の教育としては、ゼロ歳から5歳までの一貫した教育、保育の責任をもってやります。このような中で、幼保一体化施設が本町の就学前教育の方針として定めたもので理解をいただきたい。場所の問題は、地権者があり、町の話に賛同いただき、基本的に譲渡してもらわなければ、どこにするということを決めても何の価値もありません。場所の確定をしなければ、以後の計画が一切立てられない現状です。このことから、一日も早く場所の確定をしたい。場所も椿井地域の土地がいろんな観点から評価をして、一番よいということで第一候補として考えております。協力がなければ、早急に第2候補、第3候補といった土地も考えねばなりません。椿井の用地を選定するまでには幾つもの土地評価を行ってきたとの答弁がありました。

さらに続いて、就学前に責任を持つから1園にする。2園を建てても責任はあります。2園であっても、両方とも幼保一体型であります。はなさと保育園も幼保一体型にしていく。何も1園、2園であっても別に何ら支障はありません。今度の国のこども園構想というのは、3歳以上全部一緒にするわけですか。町の就学前教育に責任を持つ行政の立場と説明がありましたが、どのように考えているのかを質されました。

このことに関して、いままでの2保育園、1幼稚園、それと小学校との連携は町が責任を持って、保幼小の連携を十分保っております。これを二つのこども園になることにより、中身のより濃い、より責任が持てる、就学前と就学後の連携が保てるという意味です。こども園になれば、町が持つイメージ、保育園、幼稚園の子どもというイメージは払拭せねばなりません。難しいということもありますが、例えばいままでの幼稚園の子どもたちが、生活実態、生活の時間帯の違う子どもと一緒に生活することで、また新しい経験も増えると思う。小規模の子どもと大規模の子どもが集まれば、また校区の違う子どもが集まり活動するといろいろ刺激があります。教育の幅は広がっていきます。保育の幅も広がります。幼稚園の子どもが享受できなかった保育、経験できなかった保育を受けることも可能です。新しい就学前の子どもに対する教育と保育が展開できると考えています。いろいろと心配はありますが、保育園の運営実績、また、幼稚園の運営実績、本町の持つ保育と幼児教育の実績を一つにして、新しいものを展開させたいと思うという答弁がありました。

測量設計委託料で、基本計画と基本設計の工程について質されました。基本設計、基本計画の発注時期は、工程の中の建築計画設計というところでフロー

を作成しています。この中で、平成24年度から25年度にかけて、基本計画から実施設計という形で記載しておりますが、今回の補正予算は基本計画と基本設計を計上しました。発注にはさまざまな考え方がありますが、本業務については公募型のプロポーザル方式が好ましいと考えている。なお、基本計画から基本設計まで、一連の流れとして同時発注を検討しているとの答弁がありました。

次に、基本計画や基本設計については、議会の意見も反映し、発注時期や工事形態、費用については最後までしっかりと検討し、議会にも示してほしい。次に、幼保一体型施設や椿井という位置が骨格に含まれているのではないかと質されました。

このことに関して、骨格の中に位置は含まれない。本町の就学前の保育と教育の指針が基本的に骨格であるとの答弁がありました。

場所については、椿井で決まってるように聞こえますが、なぜ南保育園の拡張案を断念したのか。旧児童館グラウンドから西側の道路までの用地については、ほとんどが町有地で、残りの地権者との交渉次第では、近くの町有地代替えにより用地は不要になります。申請上、この土地は第34条第11号の規定に基づく土地との説明がありました。椿井と比べて申請上の違い、手続きの難易度の差について質されました。

このことに関して、用地の選定は決定ではないと前置きした上で、一定、敷地規模を6,000平米と想定し、施設の階層や園庭の広さ、駐車場スペース等を検討した中で、南保育園と椿井地区とを選定し、地権者の意向や調査を行うことなく、物理的に検討したところ、南保育園については、町有地がかなり含まれており、用地買収については有利であるが、現保育園を運営しながら施設建設は、工事期間、騒音や振動などの対策が必要である上に移転補償が必要であること等を総合的に比較した結果、椿井地区がベターであるとの結論に達しました。

このことについては、先般の全員協議会で比較、評価書を提出しております。さらに児童館グラウンド周辺についても検討した結果、第34条第11号で、建物用途が住宅または事務所と限定されているため断念をした経緯の説明がありました。

一方、椿井は純然たる市街化調整区域で、調整区域の中で建築物を立地するときは、県の開発審査会に付議して、一定の答申を受けることになるとの答弁がありました。

このことから、椿井に決定したわけではないと聞いたが、第34条第11号については、市町村長からの要望により、開発審査会に付議することによりク

リアは可能ではないか。また、椿井のほうが農振地域の手続きが増えるのではないかと質されました。

このことについて、椿井についての法規制は、市街化調整区域と農業振興地域の優良農地の集積地区でありますので、農用地の解除手続きを行い、開発審査会に付議するという流れになります。若井地区については、地区指定により建物用途が住宅と事務所となっておりますので、理由を付した上で町の都市計画審議会や県の協議を行い、規制緩和手続きが必要であるとの答弁がありました。

続いて、駅周辺事業との関係や園舎の老朽化による建てかえが急務であるというのは理解しますが、用地については再度検討する余地はないのかと質されました。駅からのアクセス等の問題があり、現時点では椿井が一番適地であるとの認識であり、開園等の準備もあり、この時期に少しでも早く着手したいとの答弁がありました。

さらに、質問では、骨格ってというのは就学前の保育、教育のあり方の基本的な指針であり、それ以外のことは決定ではないとのことでありました。もちろん位置関係についても決定ではない。椿井の現在示されている位置についても決定ではないという答弁がありました。

所管の委員会が1回開かれただけで議論はやっていない段階です。過去に児童館グラウンドも提案したこともあります。西小学校を早く統合し、そのグラウンドに新しい施設を持ってきたらという意見も聞いている。そこは駅から遠くなるという条件より保護者の負担にならないような解消の仕方もある。そういうことまで検討した上で町の決定なのかと疑問を持つ。あくまでも決定ではないならば、もう一度テーブルに並べて検討し直すという謙虚な姿勢が必要です。住民の理解も協力も得ていないと思う。検討した中身報告すべきで、議会にこの間の検討の中身を詳細に説明した上で理解を得てということです。交渉に行くってということかと質されました。

このことに対しては、一度とめ置きした上で再度検討を行い、検討した内容を早急に全員協議会か所定の委員会に提出していきたいとの答弁がありました。

次に、議論の中心は南保育園の問題や幼稚園の問題でした。北部地域のほうも幼稚園へ通園です。現在の幼稚園は中央に近いところで、地理的に南の方向へ移った場合、北部の方々に対する説明も必要だと思う。はなさと保育園の改装についても、どういう方向に持っていくのか。私立北幼稚園での話し合いが終わったのかと質されました。

このことでは、はなさと保育園もこども園化するということです。一定の改

修あるいは増築についての検証をするための訪問を行いました。物理的に広げることが可能かどうか。また、子どもの推移、それから幼稚園が仮に南の地域に行ったとき、はなさと保育園の規模が130名で適切なかどうか十分検証しなければならないという段階であります。

次に、北幼稚園については、増築するのは基本的に非常に難しいということです。ゼロ歳、1歳、2歳の子どもたちの受け入れについては話されなかった。町も北幼稚園ができた経過を十分考慮したい。基本的には現在の幼稚園で、形態としては現在のものを続けていかれるのではないかとの答弁がありました。

ここで、議案第17号の歳出歳入両方の質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論では、議案第17号 平成23年度一般会計補正予算には反対いたします。先ほどから議論になったように、町が進めようとしている幼保一体の総合こども園の進め方について、まだまだ保護者や住民の納得もなく、また南保育園と平群幼稚園を一つにするという内容についても非常に疑問を持っております。また、それを強引に進めようとする町行政の姿勢についても非常に納得ができない。そういう立場から、強引に進めるものは容認できないということで、本議案には反対いたします。

次に、賛成討論では、議案第17号 平成23年度一般会計補正予算には賛成の立場から討論をさせていただきます。今回の補正予算については、幼保一体化について今後の町のあり方をどうしていくのかというのが一番大きな部分ではないかと。そういった中で、駅周辺事業、幼稚園の施設の老朽化、南保育園の老朽化という観点から、27年の開園を目指していかなければならない。これは住民や保護者に対しても不安を残さないという意味からは当然必要なことであると考えています。

初日にも、いろんな方向で議会と相談していく、今回はどこに立地するかということも大きな話になりましたが、これについても町長のほうから、直ちに交渉、折衝に入っていくのではなく、議会と十分協議しながら進めていくということをお願いしたことから、この議案については賛成したいと思います。

採決の結果、本議案第17号については賛成多数で原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審議結果です。よってここに報告をさせていただきます。

平成24年3月16日
総務建設委員会
委員長 高 幣 幸 生

ありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

まず、議案第1号 平群町工場等立地促進条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 平成23年度平群町一般会計補正予算（第5号）についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

議案第17号 平成23年度一般会計補正予算には反対をいたします。

委員会でも申し上げましたが、本補正予算には、幼保一体の総合こども園を進める予算が盛り込まれています。これは議論の中でも出ましたけれども、保

護者や住民の方の納得も合意もいまのところはない。そういう中で、南保育園と、それから平群幼稚園を一つにするもので、これは今後の平群町の就学前教育のあり方大きく変えることになります。だからこそ慎重に進めることが求められます。にもかかわらず、それを今回は拙速に進めていると言わざるを得ないということが明らかになっていますので、そういう立場から、本補正予算には反対いたします。

○議 長

森田君。

○4 番

本議案に賛成するか否やのポイントはたった一つでございます。それは主な幼保一体施設こども園の建設場所にあります。幼稚園の移転場所や南保育園の建てかえについては、私も含めて多くの議員からいつも一般質問で、町の考えを質しております。

また、移転場所は平群の中心で、駅の近くでない利用者への利便性に欠ける、若い子育て世帯が住んでくれないと私は一貫して訴えてまいりました。そして、町が開発公社から引き取った利活用のない塩漬け土地の活用を図ることは町の喫緊の課題であります。私は今議会でも利活用について一般質問で取り上げました。

また、駅周事業で発生する保留地の事業計画でございます。計画どおりで売却できなければ駅周組合に非常に影響が出て、組合に債務保証している町でございますのでですね、もしか売却がうまくいかなければ面積按分わかりませんが、多大の負担を強いられることになります。

このことから、当局はこども園の建設場所としてどこにいいのか観点ですね、選ぶのに土地が安易に取得できるという安易な案では私は平群町の発展に大きく影響が出るんじゃないかと思えます。

当局から御提案がありました幼保一体化施設、こども園を椿井地区に建設することの私のイメージは最低であることは申し上げておきます。

南保育園の場所と椿井地区の比較においても、都市計画審議会の回数、スケジュール、法的手続きなど、しっかりとした詰めができてないということでございます。拙速な計画になっているんじゃないかというふうに私は思います。

幼稚園の移転、南保育園の建てかえについてですね、当局から、住民説明会を開き、意見聴取をし、また、議会へもきっちり説明責任を果たし、合意形成を図った上で進めるという説明がありました。南小学校校区の住民の方に、主要な幼保一体施設の場所がどこがいいですかとお聞きしますと、10人が10人、平群町の中心に建設すべきだというお話を伺っております。南小学校の校

区の住民の方もそうおっしゃっているわけでございます。

しかし、椿井、南保育園地区に限らず、あらゆる可能性を排除せず検討するという当局の説明を受けましたので、北小学校の耐震化工事の執行にも影響が出ることから、私としては賛成いたします。

以上もって私の賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第17号 平成23年度平群町一般会計補正予算（第5号）については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 平成24年度平群町一般会計予算について

日程第4 議案第24号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第5 議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第6 議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算について

日程第7 議案第27号 平成24年度平群町下水道事業特別会計予算について

日程第8 議案第28号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第9 議案第29号 平成24年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第10 議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計
予算について

日程第 1 2 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度平群町後期高齢者医療特別会計予
算について

日程第 1 3 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度平群町用地先行取得事業特別会計
予算について

以上、1 1 件は会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

本案 1 1 件については、予算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員
長報告を求めます。はい、窪君。

○予算審査特別委員長（窪 和子）

それでは、予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 6 日平群町議会第 1 回定例会の本会議において、当委員会に付託を
受けました平成 2 4 年度一般会計及び特別会計予算 1 1 議案に対する審議の結
果を御報告申し上げます。

（1）、議案第 2 3 号 平成 2 4 年度平群町一般会計予算について

平成 2 4 年度一般会計予算の総額は 8 4 億 9, 4 0 0 万円で、前年度当初予
算と比較して 1 5 億 8, 4 0 0 万円の増額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに区切って行い、
次いで歳入全般にわたって行いました。

その主な審議内容について順次報告申し上げます。

歳出全般では、財政状況が厳しいとの発言の中で、町民に対する固定資産税
の税率についてはそのまま継続し、職員給与の削減についてはもとに戻すとい
う考えを示されたが、町民が納得できるような措置であると考えているのか。
また、そのことによりラスパイレス指数はどうなるのか質され、職員給与の削
減については、平成 1 7 年度から 1 8 年度、1 9 年度という 3 カ年の暫定措置
でなされ、1 9 年度の町長就任時に終了すべく削減であったが、非常に財政が
厳しいということで、組合交渉も行い、削減率を一般職 6 %、主幹が 7 %、課
長級が 9 %と 1 %上乗せをして、引き続いて 2 0 年度、2 1 年度、2 2 年度と
実施をしてきた。さらに、まだ厳しいということで 2 3 年度も 1 年延長したと
いうような経過であり、合計 7 年間、職員の皆さんに御協力いただいた。財政
見通しが平成 2 2 年度で黒字化できるであろうということで、ここは職員の皆
さんの御苦勞も考えて、一たんもとに戻すことにした。

今後、当然国の動向や平群町の財政もあり、町民の皆様にも御負担を願って
いるという観点から、もう一度この 2 4 年度中に職員組合ともしっかり協議を
し、給与のあり方について検討してまいりたいと思っている。

これを戻すことによるライパイレース指数については、推定であるが100に近い数字になると聞いている。なぜ固定資産税も一緒に戻さないのかということであるが、職員給与と税金の問題は必ずしも全くイコールというふうには思っていない。したがって、給与削減の年数も平成17年から行っており、固定資産税の税収アップについては平成20年度からである。必ずしも一致しないと思っている。町民の皆さんからの視点で見て理解が得られるのかということであるが、11月の町政住民説明会の中でも説明していきたいと思っているとの答弁がありました。

議会費・総務費。

一般管理費の使用料及び賃借料の自動車リース料が増額されているが、リースをしている公用車台数とリースにする効果について質され、公用車の台数は、役場本庁で、町バスも含み21台あり、その中で7台がリースである。リースによる財政効果は購入するよりも購入費が平準化されるという答弁がありました。

文書広報費のマイタウン平群を以前の2色刷りに改善すべきと質され、平成24年度は30万円を増額し、229万円の予算を計上しているが、まだまだ厳しい財政状況の中なので、1人でも多くの方に読んでいただけるよう精いっぱい見やすい広報の紙面づくりに努力していきたいとの答弁がありました。

財産管理費で、集会所等施設整備補助金の交付自治会と予定整備内容について質され、竜田川団地は屋根の補修とエアコンの取りかえ、ローズタウン若葉台は外周フェンスの修繕、三里は洋式トイレへの取りかえであるとの答弁がありました。

防犯対策費で、防犯灯のLED化による電気代の削減と耐久性について質され、電気代は20ワット以下1灯当たり1カ月216.09円が、LEDの場合は10ワット以下でいまの防犯灯の明るさになり、127.26円となり、差し引き88.83円削減される。また、大体15年は同じ明るさで20年ぐらゐの耐久性があるとの答弁がありました。

防災諸費で避難所運営マニュアル策定の構成メンバーとタイムスケジュールについて質され、役場行政の主幹級及び行政関連団体、女性の視点という意味で昨年の東日本大震災で現場に行った保健師や視覚障がい者、聴覚障がい者団体、身体障害者福祉会から出ている。また、防災会議等も開き、24年10月までには策定していきたいとの答弁がありました。

防災備蓄品の購入について、新たに女性や子どもの視点での項目が挙げられているが、目標数量の達成計画について質され、23年度600万円ほどの補正予算を組み、その入札差益も含めてかなり整備が整うが、24年度で達成し

ない分については25年度を目標に達成できるように取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

安全なまちづくり補助金はどのように交付されているのか。また、自主防災組織の横の連携の取り組みについて質され、自主防災組織を結成された翌年度からその自主防災組織1団体につき5万円プラス各自治体の世帯数掛ける50円が最高限度額として交付され、自警団には8万円が交付される。自主防災組織の24年度の取り組みは、結成率を高めるため、自主防災連絡協議会自治連合会等とも検討しながら会議並びに研修を開催したいとの答弁がありました。

民生費では、いきいきふれあい事業の制度の移行について質され、緊急通報装置の設置件数の伸び悩みにより、緊急通報サービス事業に変更するとの答弁がありました。また、事業が移行するときには所管の委員会に報告するべきであるとの意見が出されました。

緊急医療情報キットは、23年度予算で3,500個購入しているが、配付の現状について質され、申請制度をとっており、2月中旬現在では1,000件を超える設置が完了し、今後必要とされる方の設置を拡大していきたいとの答弁がありました。

老人福祉費の委託料で、軽度生活援助事業について質され、委託先はシルバー人材センターを想定しているとの答弁がありました。

障害福祉費で、障害者自立支援法の改正で県の事業として行われていたものが町の事業に移行されるが、現在の体制で行えるのか質され、町単独でできない部分については広域7町で実施していきたい。現在サービスを利用されている皆さんについては、町で把握をしており、制度移行に伴う変更、手続きについては個々丁寧に対応しており、速やかに移行できるよう対応していきたいとの答弁がありました。

学童保育運営費の指導員数と賃金の予算計上が昨年度と変わっていないが、雇用形態はどのようになっているのか質され、東小学校1、2で5名、南小学校3名、西小学校3名、北小学校3名の14名で運営しているが、4月より開所時間の延長を含め、安全性の確保のため、各学童に1名ずつ指導員を増員し、合計14名プラス4名の18名で運営をする。この4月からは月額給を時間給に変更し、調整をしながら実施をしたいとの答弁がありました。

衛生費、労働費では、予防費では、検査健診委託料の接種状況が子宮頸がんは高い接種率であるが、ヒブと小児用肺炎球菌については、事故もあり、40%にも届かない状況にあり、24年度の予算で2,000万円ほど減額していることと接種率を上げる方策について質され、ヒブ、小児用肺炎球菌については接種見込み数が減っており、今回の予算は、ヒブ、小児用肺炎球菌については

昨年４月から９月の実績を見て、昨年度までの未接種者に対して個人通知をしていることも含め、任意接種であることから、予算が立てにくいことも事実である。新生児１１０人の４回分の１００％ということで、４４０回分を予算計上している。また、未接種者に対する啓発は、個人通知や広報、ホームページ等で最善の努力を尽くしているとの答弁がありました。

し尿処理費で、し尿運搬・処理委託料の２億７，５５０万について質され、去年の予算ベースでは８，０６０トンで、平成２４年度が９，５００トンと１，８００トン増加するが、公共下水道の接続計画の中で、来年度は下水道の接続区域が菊美台と月見台と光ヶ丘の集合処理浄化槽で処理されている区域が接続するため、その分の清掃に係る施設の処理量が臨時的に増えるとの答弁がありました。

塵埃処理費の収集・運搬委託料で１，１８０万円の増額について質され、合特法の絡みで１社の委託業者に、２４年度では町内１コース、可燃、不燃、資源ごみ、有害等を含め、加えて、ペット、トレー分の全町収集を委託するとの答弁がありました。

維持補修工事で２，０００万円の計上をされているが、炉がとまるということはないのかを質され、平成２１年、２２年、２３年と現在まで大規模改修を継続しており、２４年度は小規模な工事を計画している。１号炉は継続的に停止することのないように計画を持って対処していこうと考えているとの答弁がありました。

廃棄物減量推進事業費で、ごみステーション設置補助金で２３年度に２５０万円の補正で対応している整備事業やごみ散乱防止ネットの無償配付の現状について質され、ごみ集積場所の整備事業として１２自治会の９６カ所に約２４０万円の交付が既に終わっている。また、ごみ散乱防止ネットは３７２枚配付している。ごみステーションは１，０００カ所少しあり、まだなお若干の自治会では整備に至っていないようなところも見受けられるところから、１００万円の予算を計上しているとの答弁がありました。

ごみ減容器の補助金が少し減額されていることについて質され、ごみ減量するためには生ごみを減らすことに大きなウエートがあるため、今後も同額程度以上の予算を確保し、普及に努めたいとの答弁がありました。

斎場運営費の工事請負費、維持補修工事について質され、動物炉と１号炉内の台車の補修工事であるとの答弁がありました。

清掃総務費で、年間のごみカレンダーについて質され、製作費については、いままで２０数万円必要であったが、広告掲載により全額節約できた。しかし、前年度に比べると文字の大きさが若干小さくなっているということで御指摘い

ただき、25年度からは工夫して考えていきたいとの答弁がありました。

農林水産業費では、農林業総務費で、工事請負費の復旧工事費は代執行とのことであるが、代執行をしなければならないのか。また、法律的な問題があつて行われなければならないのか質され、今回の措置については、行政代執行法、国税徴収法等の法律に基づいての執行である。この事案については土砂条例違反で行政指導を行ってきており、関係機関等と相談する中で告発に至った。隣接する道路及び民家に危険を及ぼす可能性があり危険がある状態で、行政として放置できないので、行政代執行の実現性を担保するため、予算措置を行った。代執行を行う場合には、議会にも相談する中で慎重に対応していきたいとの答弁がありました。

農林業振興費で、有害鳥獣駆除事業に係る補助金が計上されているが、1市2町の協議会でどのような対策を講じているのか質され、平成23年度では、イノシシのおり25基、アライグマのおり10基を購入、また、平群町では防護さく2,800メートル分を購入し、その防護さくは福貴に設置中で、地元の農業者で設置していただいているとの答弁がありました。

町単独土地改良事業補助金について質され、福貴の大津門池下の水路の改修補助金であるとの答弁がありました。

新規就農者確保事業補助金で、150万円、7人分となっているが、候補者が決定しているのか質され、給付を受ける際に、農地マスタープランを作成し、交付決定者を確定していく。安定的な経営をしていただくことで5年以内の支給となっているが、現時点では確定ではなく、あくまでも予定者であるとの答弁がありました。

商工費では、商工業振興費の利子補給金が100万円から60万円に減額されていることについて質され、過去の補給金の実績が平成22年度においては約35万3,000円、平成21年度は約41万2,000円、平成20年度は約39万2,000円と、当初見込みよりも少額の実績であり、ただ小口融資の新規の借り入れに対する利子補給金も踏まえて60万円という額に予算措置をしたとの答弁がありました。

観光費で、椿井城の整備状況と発掘調査について質され、23年度は南郭の部分の間伐並びに椿井の井戸のルートの登城道の整備をし、椿井の井戸から南郭まで400メートル以上の距離があるため、24年度も引き続いて整備行っていきたい。また、南郭の部分から平群谷が一望できるという非常に眺望のいい場所であるので、23年度でのぼりの設置や南郭部分に簡易なベンチを設置し、休憩施設としたい。また、城郭の説明のサインや遺構の明示サイン、誘導サインや眺望の整備もしたい。24年度は、引き続き北郭に向けて間伐を行い、

椿井の井戸からのルートの残務整理と春日神社ルートの登城道の整備を引き続いてサイン類の整備等を行っていきたい。また、発掘調査を行えば間違いなく県指定または国指定の史跡になると言われているが、時間と費用がかかるため、23年度で椿井城整備構想の中で、発掘調査も視野に入れて検討していききたいとの答弁がありました。

へぐり時代祭りに400万円計上されているが、半分が県の持続的観光パワーアップ補助金で、あとの200万円が町単費であり、今後県補助金は継続されるのか、また、この事業をどのように考えているのか質され、補助金は当然保障がないもので、そのときそのときの補助メニューで対応しているというのが現実である。また、へぐり時代祭りの考え方については、当然平群町の住民参加型の集客力あるイベントとして毎年実施していきたいと考えており、開催日は毎年4月29日ということで、現在の実行委員会の中で決めているとの答弁がありました。

土木費・消防費では、道路新設改良費でホタルの里の公園整備工事費の内容について質され、紀氏神社に隣接する地元の地区24名の共有地の敷地であったが、地元の協議の中で全員の同意の中で町に寄附するので公園整備をしてほしいという話の中で進んできた事業である。平成23年、24年、25年と地元と協議をして、この3年間で一応公園整備を終わるという計画で、県の補助メニューを使い、初年度の23年度は1,000万円、24年度も1,000万円、最終年度の25年度も残工事費等を計上していく予定であるとの答弁がありました。

平群駅西土地区画整理事業で、平成23年度分は組合にも直接入るお金もあるので、工事総額としては15億円ほど計上されており、そのうちの約4分の1の4億円が平成24年度に繰り越しされるということであるが、予定どおり執行できるのか質され、3月17日に第2回の総会を開催し、工事と築造工事で遅れている北側街区を24年度に執行することにより、交付金部分の仮換地指定が即座に行っていける状況になる。同時に周辺の方々の理解を得ている街区ができてくるので、そこを先行して工事を行う段取りで現在設計等されており、予定どおり執行できるよう、工事関係者、換地関係者に氣勢を高め、できるだけ迷惑をかけないように鋭意努力するとの答弁がありました。

住宅管理費の浴室の設置工事の状況について質され、くろもと団地、若井東住宅、改良住宅で102戸のうち58戸を設置してきた。個人で設置された部分44戸が残っているが、個人が撤去され、希望があれば設置をしていくが、24年度はくろもと団地5戸、小集落改良住宅5戸の予算を計上しているとの答弁がありました。

教育費では、学校管理費で、西小学校のプール点検委託料が計上されていないことについて質され、現在西小学校のプールは、ろ過装置、モーターがつぶれており、学校プールが使用できないという状態であり、ろ過装置を取りかえるためには600万円程度の費用もかかることから、22年、23年と引き続いて徒歩2、3分のところにある町有施設のウォーターパークを利用して、西小学校の水泳の授業をしているという経過があり、24年度も同じような形態で利用するとの答弁がありました。

町費講師の補充に対する雇用内容について質され、今回北小学校に配属を予定している町費講師の賃金はおおむね250万円を計上しており、以前は正職員と近い給与体系であったが、今回は給与的には相当な差があるが、採用に当たり、幅広く給与なり雇用形態を町の広報紙並びにハローワークにも募集をかけ、その雇用内容で納得していただける方が応募されるという答弁がありました。

工事請負費の維持補修工事で、北小学校に計上されている174万1,000円の内容について質され、プールのろ過配管からの漏水による修繕工事として119万7,000円、特別支援児童のトイレの改修工事並びに階段の手すりの取り付け工事で54万5,000円であるとの答弁がありました。学校施設の備品購入費の内容について質され、北小学校のカーテン8枚の交換と、図工室のいす、家庭科室のいす、理科室のいす、木工台の購入費であり、また、南小学校の家庭科室と外国語教室のカーテンの交換費であるとの答弁がありました。

教育振興費で、図書購入費で各小学校の充足率について質され、今回あすのす平群の事業で交付金を活用して学校図書館において電算システムを導入したため、小中学校の横断検索システムを構築できた。それにより、いままで手作業で蔵書数を数えていたが、正確な蔵書数や達成率が検索できたため、正確なデータである。東小学校は84%、西小学校は83%、南小学校は77%、北小学校は70%であるとの答弁がありました。

大規模改造事業費の内容について質され、西小学校では耐震補強の実施計画の費用として628万9,500円、東小の体育館の耐震診断の費用として331万3,800円、東小学校の大規模改造設計費ということで2,000万円という答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて歳入の主な審議内容について御報告いたします。

滞納徴収による税収増について質され、平成18年度の決算で5億957万7,000円の滞納繰越額があったが、平成22年度で3億4,991万3,

000円となり、特別土地保有税を除くと18年度で約2億3,700万円あった滞納がいま22年度の決算では約8,000万円になった。また、納税の環境を整備するというのも一つの方策であり、コンビニ収納など、いろんな税収の確保ということでは、24時間納付できるという環境整備も必要であり、将来的には考えていきたいとの答弁がありました。

地方交付税の減額の理由について、この間、個人住民税が減少している中で、24年度は若干国の増税があり増えるが、その分の交付税算入が減ることについて質され、国の地方財政計画によると、普通交付税は国全体としては、23年度比で0.6%の減少となっており、単純に0.6%で23年度交付額に乗じた場合、16億8,000万円ぐらいになるが、本町の場合、下水道事業の進捗による算入公債費の増とか臨時財政対策費の振りかえの減等々あるので、普通交付税ベースでいうと0.1%減というふうな見込みをしているとの答弁がありました。

以上のような審議の内容であります。

討論では、土地開発公社の保有するいわゆる塩漬け土地の買い戻し、公社解散に向けた第三セクター等改革推進債を使っての約20億に上る買い戻しについて反対したが、確かに塩漬け土地の解消は行っていかなければならないと考えるが、責任の所在と住民に対してその説明責任が十分尽くされていない中で拙速に進めようとしていることについては認められない。また、不燃物処理費の費用の軽減が不十分であることや、小学校の町費講師の補充を、安心して子どもの教育に当たってもらうため、身分保証が十分されていないような雇用形態での補充を図ろうとしていることについては、よい人材を確保する上でもマイナスとなると考える。また、今後も補充を図るに当たっても同じような雇用形態で行うという考えも明らかなこと、それとこの間、平群町では、他に比べて固定資産税の税率が引き上がったままで、24年度予算でもそれを引き下げるといふ予算になっていないことなどから、24年度一般会計予算には反対するという意見が出されました。

一方、赤字再建団体にならないように、一生懸命財政再建のために健全な予算を組んでいると判断をして、24年度一般会計予算には賛成するという意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(2)、議案第24号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

本年度は、貸付償還に要する経費と起債償還分等の費用を計上しており、予算総額は4,771万1,000円となっております。

質疑では、諸収入について質され、個人の償還分に当たるわけであるが、家で幾ら、土地で幾らというのを本来積算するべきであるけれども、繰上充用もしている状況なので、予算的には全体的な数字の中で額を決めている。滞納については、現在、宅地と新築合わせて49件分、28人が滞納の分であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(3)、議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算について

本年度は、国民健康保険税では、医療分、支援金分、介護分の改正及び限度額改正を行い、また、医療費となる療養諸費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護給付金、診療報酬に係る保険財政共同安定化拠出金、特定健康審査事業費、人間ドック受診時の保険事業費を計上しており、予算総額は24億9,000万円となっている。

質疑では、特定検診の受診率が大変低く、国の指定では65%を満たない場合は、どのようなペナルティがあり、平群町に影響が出るのか。また、目標に向かってどのような対策を考えているのか質され、23年度では35%ぐらいにはなると思う。24年度は最終目標年ということで65%に達しない場合は後期高齢者の支援金分の10%以内で増減があり、それについては27年度ぐらいからということ聞いています。また、24年度の新たな取り組みとして、検診の自己負担分、現在600円であるが、その分についても無料化の方向で予算を計上しており、いま以上に受診率アップにつながると考えているとの答弁がありました。

特定健診で、看護師さんのパート賃金が計上されたことについて質され、県の予防対策事業の中で、100%補助ということで特定健診の受診率向上に対する取り組みとして、24年度看護師を1名臨時雇用したいとの答弁がありました。

出前検診について質され、23年度は上庄集落センターのほうで1件行ったが、なかなか検診場所を特定するというのは難しく、トイレの件とか、いろいろその検査項目があり、場所等も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

保険税率について、23年度では資産割を廃止し、24年度は一定税率改正し、住民負担は下がるという状況になるが、23年度の決算見込みの中で、現時点で約1億5,000万円が基金として、黒字として残るといような状況が示されている。こういう基金の状況が続くのであれば、住民負担を減らすため、さらなる引き下げも検討するという考えがあるのかどうか質され、基金は

有効的に活用していきたいと思っており、医療費に見合った税確保のため、3年に1回程度見直しをし、今後も検証していくことが大事だと思っているとの答弁がありました。

討論では、基金を取り崩して保険料を下げるという方向で、一定の行政側の判断がなされたことについては、昨今住民負担がいろいろ増える中で、多少なりとも軽減をすることは、当然住民の方々からお預かりした保険料をいただき過ぎた分を返すということであるが、当然と言えば当然である。今後もこの推移を見ていかなければならないが、いまの状況からすれば、3年と言わず必要なときに、3年を待たずして取り組んでいただくということを申し添えて、平成24年度の国民健康保険特別会計については賛成をするという意見が出されました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(4)、議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、一般会計からの補助金を計上し、収益総額は5億1,062万9,000円、水道事業費用では県営水道受水費、各浄水場の動力費、維持管理費、漏水調査委託料等を計上し、費用総額は4億9,002万5,000円となっている。

また、資本的収支のうち資本的収入では、工事負担金、企業債を措置し、収入総額5,310万2,000円、資本的支出では、配水給水設備費、建設改良費、企業債の償還金を措置し、総額1億2,872万6,000円となり、不足する額7,562万4,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものである。

質疑では、県水の料金が下がっている状況の中で、その分を少しでも住民に還元するため、水道料金の引き下げができないのか質され、未処分の欠損金が1億3,000万円ほど現在まだ赤字であり、また、大滝ダムが完成に伴い、いま、24年度で県水の料金見直しを検討しているところである。それを精査しながら考えていきたいということと、いまのところ水道料金については値下げをするということは考えないという答弁がありました。

県水の受水量が約4万トン増えたことで増額補正されているが、その原因についてはカビ臭対策であり、よく藤城池で藻や菌が発生して、5月6月ぐらいにトラブルが起きたりすることがあるので、事前にそういう状況をキャッチして防いでおかないと、住民の皆さんに迷惑がかかると同時に余計な費用をかけてしまうことになるので、どのような対策をとられているのか質され、2年前に水を一たん抜いて干したり、上部の水を放流したり、ろ過機の砂の入れかえ

も行っており、カビ臭の除去について、推移を見ながら対応していきたいとの答弁がありました。

漏水調査委託料が262万5,000円計上されているが、24年度の調査計画について質され、いま現在、夜間水量等で水量の流れを調べており、どこで漏水するかもわからないので、そのときの対策費として組んでいるとの答弁がありました。

討論では、住民税が介護保険、後期高齢者医療保険などの負担が増える中、住民生活がますます大変になっており、少しでも軽減する意味で、県水が引き下げられた分の水道料金の引き下げを行うべきとの立場から、その措置がなされていない平成24年度水道事業会計予算には反対するという意見が出されました。

一方、いつまでもおいしい水を飲料するために現状維持はやむを得ない。水はライフラインであり、1日たりとも欠かすことができないことから、平成24年度平群町水道事業会計予算には賛成するという意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(5)、議案第27号 平成24年度平群町下水道事業特別会計予算について

本年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として菊美台、月見台、椿台、若葉台、光ヶ丘、吉新、竜田川の各地区での官渠整備を実施し、流域下水道事業として、浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業町負担金として計上しており、予算総額は3億1,960万円となっている。

質疑では、今後の整備スケジュールと竜田川を超える工法について質され、光ヶ丘、月見台、菊美台はこの3月末から24年度の早い時期に工事発注をして、同時に24年内に整備工事完了する計画である。同時に若葉台、椿台、緑ヶ丘地域については、24年度中に工事着手をするが、その地域は流域下水道と浄化槽の距離が非常に長いため、物理的に工事期間が長くなるということがあり、工事完了は24年度中には難しいと。ただ、スケジュールの中での優先順ということでは、工事着手は同時期に行っていきたい。他に浄化槽地域、三里の東御陵台地域は、汚水の幹線は吉新の区画整理事業地内を通る計画であるため、区画整理事業とあわせて整備をしていくということで、平成25年度からの着手を考えている。

竜田川を越す工法については、部分的には橋にかけるところもあるが、場合によっては河床を推進する工事で進めていく方法もある。この点については、一部県との協議が整っていない部分がある。また、幹線部分の工事については、

極力早い時期に完了しながら、浄化槽の古い地域、椿台、緑ヶ丘、若葉台地域については浄化槽が老朽化していると同時に地区内の下水管もかなり老朽化しており、雨水の侵入を防ぐような改築工事も同時に必要になってくるため、老朽化している古い下水管の地域については、物理的な工事期間もかかるため、基本的には25年度末、あるいは26年度末ぐらいまでにすべての工事を完了して接続を終えたい。

緑ヶ丘地域については、少し他の地域と違う部分があり、地域内に五つの浄化槽があるため、平成25年度から29年度までの5カ年で一つずつ浄化槽をつぶしていくスケジュールで考えているとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(6)、議案第28号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計予算
について

本年度は、施設管理費において集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては公共枡設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを計上しており、予算総額は4,050万円となっている。

質疑では、利用率と対策について質され、対象の一般家屋は90件で、うち現在43件が利用している。文書配布などしながら啓蒙している。ただ、現実問題として、単独浄化槽などで既に水洗化されているようなお宅もあり、また、くみ取りトイレについても、高齢世帯が多く、なかなか接続に踏み切るといふことにならないという状況であるが、今後は浄化槽施設の老朽化に伴って接続されていくが、啓発していきたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(7)、議案第29号 平成24年度平群町学校給食費特別会計予算について

本年度は、おいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、安全で栄養のある食材を利用した給食づくりを進めるため、学校給食実施に係る費用を計上しており、予算総額は7,618万7,000円となっている。

質疑では、子どもたちの健康を守る意味から、食材の放射性物質に対する対策について質され、国から示されているのは放射能検査の対象件17都県ということで国が示しているが、いま現在平群町の考え方としては、市場に出回っている食材は安全だという形で考えており、例えば野菜であったら影響が考えられる県がそれぞれの県で検査を実施しており、センターに納入されるものは産地がすべて記載されており、出荷制限区域の野菜は入荷されていないという判断をしている。三郷町で3月から500万円程度予算をかけて測定機器を購入されて進められているが、今後、奈良県下全体の状況を見据えながら、県の

保健体育課とも連携をとりながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

地元食材の利用品目について質され、平成22年度末では20品目、23年度の最終3月末の見込みでは25品目ということで、5品目増えている。ただ、今年度23年度に新たなものを使用したものは8品目あるが、天候のふぐあい等で前年使っていたものが新年度では使えないという状況もある。24年度に関しましては、農業振興協議会のほうとも協議をしてまいりたいとの答弁がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(8)、議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算について本年度は第5期計画に基づき、保険事業勘定では総務費、保険給付費、地域支援事業費等を計上しており、予算総額は12億1,990万4,000円となっている。サービス事業勘定では、総務費、事業費で居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しており、予算総額は952万円となっている。

質疑では、調査委託料が80万円増額しているが、調査件数について質され、在宅で742件、施設で118件との答弁がありました。

介護保険審査会の事務負担金が65万5,000円と増額した理由について質され、均等割、財政割、人口割、それから基金繰入金ということで積算をしており、件数ではなく、各市町村のそういう分担の割合で決まっているとの答弁がありました。

居宅介護サービス給付費、地域密着型、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費、それぞれの23年度決算見込み額について質され、居宅介護サービス給付費5億300万円、地域密着型1億300万円、施設介護サービス給付3億4,000万円、居宅介護サービス計画給付費5,100万円、介護予防サービス給付費6,250万円、介護予防住宅改修費650万円、介護予防サービス計画給付費758万円であるとの答弁がありました。

討論では、第5期の介護保険事業の策定に当たって、大幅に保険料が上がることに對して、これまで積み上げてきた基金を半分取り崩し、保険料の抑制に充てることにしたとはいえ、基準額で月額約800円近く引き上がることになる。これは住民税や後期高齢者の保険料なども大幅に上がるなどから考えると、さらなる基金の取り崩しを行って、保険料の抑制をすることが必要ではないか。現に県下の市町村の中には、全額取り崩して負担の軽減を図る自治体もあることから、介護保険は医療保険に比べて保険を必ず一度は利用するとは限らない。一度も利用しないで保険料だけ納めている方もおり、その意味では、いただき過ぎた保険料は戻す意味で、保険料の引き下げや大幅な引き上げを抑

制するために基金を使うことが求められる。3年間保険料変更がされないことから、大幅な保険料負担を抑えるには、今回の基金の取り崩しは不十分であることから、この予算には反対するという意見が出されました。

一方、介護保険のような互助制度はいつまでも安全に安心して続けるためぜひとも必要であり、この予算には賛成したいとの意見が出されました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決することに決しました。

(9)、議案第31号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算
について

就学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来の社会の有能な人材を育成するため引き続き実施するものであり、予算総額は115万1,000円となっている。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(10)、議案第32号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計予算
について

本年度は、後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務費を計上しており、予算総額は2億6,465万8,000円となっている。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

(11)、議案第33号 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計予算
について

本年度は、土地開発公社の経営の健全化を図ることを目的に発行した用地先行取得債に係る償還金を計上し、予算総額は1億4,108万円となっている。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審議結果であります。

よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成24年3月16日

予算審査特別委員会

委員長 窪 和子

ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

それではこれより、順次質疑、討論、採決を行います。3時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時24分)

再 開 (午後 3時40分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開します。

(ブー)

○議 長

これより議案第23号 平成24年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○6 番

平成24年度の一般会計予算については反対をいたします。

理由は、まず、町土地開発公社の解散にむけて、同公社の塩漬け用地を第三セクター債19億1,570万円を使って買い戻すことになっています。確かに塩漬け用地の解消は必要です。しかし、大きな損失を住民の税金で賄うにもかかわらず、この間の議論では、責任の所在が明確でなく、住民への説明もありません。このような中で拙速にすすめようとしていることです。また、ムダを削るという点では、不燃物処理経費の軽減などが不十分なこともあります。その一方で、教育にとって重要な町費講師の身分保障を、今年度の補充から不安定な雇用形態にしています。さらに、固定資産税もひきつづき超過税率にしていることから、この議案には反対をいたします。

○議 長

山田君。

○9 番

24年度一般会計予算案については、賛成の立場で討論します。

今回の予算は、雑入その他として歳入欠陥、約3億2,000万円が処置され、通年の不用額等の状況から判断すると24年度決算においては単年度で赤字ではなく、とんとんになる見込が想定できます。

提案理由説明の中では、職員給与の削減については、平成17年度から7年間に渡って実施してきたが、24年度においては、一たん、元の給与に戻した

上で、25年度以降の職員給与のあり方については、24年度中に協議を行いたいとの事であります。

人件費の総額を見ても、職員給与自体は、退職者の関係上、平均給与、平均年齢が下がった要因なのか、給与全体の歳出金額が横ばいであり、総額として退職手当組合への約5,000万円の負担増による増額の結果となっております。

厳しい財政状況の中でも、22年度の決算では、累積赤字の解消及び約1億円の累積黒字となり、23年度においても、累積では黒字決算になると思われ、職員の執行努力による歳出削減も大きい所であると思われ。累積赤字の解消時は、これまでのたび重なる延長を実施せず元の給与に戻すと言う職員との約束をしっかりと守り履行された結果だと思われ。

ただ、本来は、住民負担増になっている固定資産税についても同様に検討いただき、もどしていただく事も必要であると思われ。土地開発公社解散に向けた財政措置においても、25年度より毎年約1億の財政負担が増えるという現実も見えています。

24年度の職員との協議においては、単に給与カットの話だけではなく、職員の今以上のやる気を促し、これからのまちづくりも見据えた協議を期待します。

その他の歳出面を見ても、民事の問題ではないのかと思われる土砂条例違反に対する行政代執行については、理解しがたい部分ではありますが、執行するためのものだけではなく、慎重に議会とも十分相談しながら、進めて行くとの事であり、今後、西山間での違法な開発等がなくなる事を願うものであります。

また、西小学校、体育館の耐震補強診断費や東小学校の改修設計費の予算については、小学校再編成の実質的・現実的プランが示されていない状況の中で、進める事は、若干の疑問もあるのも現実ですが、現アクションプランと直接的、関係はないことから、子ども達にとって考えて見たとき、その処置も必要であることは理解するところであります。

まだまだ、まちづくりのビジョン、若い世代の定住促進を図る施策が見受けられない事は、非常に残念なところではありますが、予算編成においての一定の努力、苦勞も見えてきます。

よって、もろてをあげて賛成できる訳ではありませんが、特に反対すべき要因もないことから賛成とします。

○議長

窪君。

○ 8 番

議案第 23 号 平成 24 年度平群町一般会計予算には、意見を付して賛成の立場で討論をさせていただきます。

周知のとおり、平成 24 年度予算編成は総額 84 億 9,400 万円で、前年度当初予算と比較して 15 億 8,400 万円、約 23% の増額となっております。

公明党が一貫して取り組んでいる、国の補助金を活用して子宮頸がん予防ワクチン等 3 種のワクチン接種や、妊婦健診 14 回分の全額公費助成の継続計上をされ、同時に西小学校・東小学校の耐震化等への予算計上をされました。また、安心・安全のための一つとして平群中学校前、路線歩道設置工事等にも予算計上されていることについては評価したいと考えます。

以前より懸案事項であった平群町土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債を活用して 19 億円の起債を発行することは、将来に負の遺産を先送りすることに歯止めをかけることになり、決定されたことは理解の立場であります。しかし、このことにより今後、町民の皆様に負担が伴うことのないよう、一層の行政推進にあたり努力していただきたいと考えます。

しかしながら、乳幼児医療費助成の条例改正に対して私は反対討論でも、新年度予算で入院のみ小学校卒業までの一部を拡充されたことについては、近隣町と同じように入院と通院もあわせて拡充されるべきであると申し述べました。昨年の 12 月議会では、岩崎町長は提出された 3,000 名を超える請願署名を大変重く受け止めていると答弁され、同時に議会議決もされたところがあります。

子どもの医療費助成は、町の最優先の課題であると考えます。先日から、町民や保護者の皆さんから、一日も早く通院拡充の実現に向けて取り組んでもらいたいと切実なお声を頂いております。一日も早く最優先課題として通院も拡充されるよう申し述べ、意見を付しまして賛成をさせていただきます。

○ 議 長

ほかにございませんか。はい、繁田君。

○ 11 番

賛成の立場で一言討論をさせていただきます。

先ほどの賛成の討論の中にもありましたように、新年度の一般会計予算では職員の給与がもとに戻されているという措置がなされています。22 年度は若干黒字化するだろうということで、職員の苦労も考えて戻すことにしたというのが町長の委員会での説明でありましたし、委員長報告にもあるとおりでございます。

ただ、平成20年度から固定資産がアップしています。この議論がなされたのが平成19年の12月定例会でありました。その当時の会議録を、私、いま一度読んでみたんですけれども、町長としては非常に住民の方々に御負担をかけるのは申しわけないけれども、いま財政がこういう状態なので当分の間お願いしたいという非常に謙虚な姿勢で提案をされたわけですけれども、問題になったのがその当分の間ということでありました。財政がどこで好転するかというのは不確定要素の多いことですから、あくまでも当分の間については明確な答弁がいただけなかったところであります。

ですが、平成22年度では一たん黒字化の見込みがついたのであれば、それを理由に職員の給与をもとに戻すというのであれば、本来住民が負担をしておられる固定資産税の引き上げ分についても引き下げるべきであると私は考えております。

ですから、この一事をもって一般会計の新年度予算、否決することも可能なわけなんですけれども、支出のほうでやはり評価をすべき政策が盛り込まれているように私は思います。一つは避難所のマニュアル作成の部分ですね。いわゆる災害弱者と言われている障がいを持った方、あるいは高齢者の方にも対応すべく、避難所マニュアルの作成が着々と進んでおります。

この部分、それから、また、自主防災組織に対する補助金、これも措置されていますし、やはり災害に強いまちづくりのためにはどうしても必要な予算であると思われまます。

また、昨年一般質問でも取り上げていきましたけれども、東小学校の改修の問題、雨漏りがひどいとか、いろいろ保護者の方から何とかしてほしいという強い御要望がありました。これについても予算措置されておりますし、乳幼児の入院だけありますけれども、医療費についての助成も新たに予算を措置されました。やはりこういった部分は評価をすべきであるという立場から新年度の予算案については賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第23号 平成24年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第23号 平成24年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成24年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成24年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告どおり可決されました。

議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

植田君。

○5番

議案第26号 平成24年度水道事業会計予算については日本共産党議員団は反対の立場で討論いたします。

委員会のときも申しましたが、住民税や介護保険、あるいは後期高齢者医療保険などの負担が増える中、住民生活がますます大変になっています。それを少しでも軽減する意味で、県水が引き下げられた分の水道料金の引き下げを行うべきとの立場から、その措置がとられていない今回の予算については反対をいたします。

以上です。

○議長

奥田君。

○ 3 番

賛成の立場でします。

いつまでも平群のおいしい水は保ちたいということで、飲料水にすることで現状維持はやむを得ないと思います。水はライフラインであり、1日たりとも欠かすことはできません。ということから、この案件については賛成をいたします。

○ 議 長

他にございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数であります。よって、議案第26号 平成24年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成24年度平群町下水道事業特別会計予算について委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成24年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成24年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することにしたしたいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

植田君。

○5 番

議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算については、共産党議員団としては反対の立場で討論いたします。

第5期の介護保険事業作成に当たって、大幅に保険料が引き上がることに對して、これまで積み上げてきた基金を半分取り崩し、保険料の抑制に充てることにしたとはいえ、基準額で月額800円近く引き上がることとなります。これは後期高齢者の保険料なども大幅に上がることを考えると、さらなる基金を取り崩して保険料負担を抑えることが求められます。現に県下の市町村の中には、全額基金を取り崩して負担軽減を図る自治体もあります。

介護保険は医療保険に比べ保険を必ず一度は利用するとは限りません。一度も利用しない保険料だけを納めている方もおり、その意味では、いただき過ぎた保険料は戻す意味で、保険料の引き下げやあるいは大幅な引き上げを抑制するために基金を使うことが求められます。

3年間保険料の変更がされないことから、大幅な今回の保険料負担を抑えるためにも、今回の基金の取り崩しは不十分であるということから、この予算については反対をいたします。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

この予算については賛成の立場で一言討論を申し上げます。

ただいま反対討論の中にもありましたように、基金の約半分を取り崩して保険料が大幅に上がることを何とか抑制しようという姿勢が見られます。第4期までのこの12年間を振り返りますと、平群町の場合は、当初の予想より大体5%ぐらい事業費と言いますか、介護報酬が5%ぐらいのダウンで推移してきているという経過があり、その積み上げが基金となってあらわれてきたわけですがけれども、今後、特に24年度からは、介護保険の改定に伴って介護報酬が大きく変わってまいります。いままで地域区分ではその他ということで加算がなかったわけですがけれども、この部分についても単位当たり10.14の加算がされることとなりました。保険料の抑制のために基金から5,000万、地域加算分についても負担を軽減するために1,000万充当されるというように聞いております。この部分を評価して、介護保険の特別会計については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第30号 平成24年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成24年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成24年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

山口君。

○ 6 番

後期高齢者医療保険についてはいろいろ問題があつて、ただ、この問題については広域連合でやっているということで、予算に反対ではなく一言意見だけ言わせていただきたいと思います。2年に1回の見直しということで、この4月から、奈良県の後期高齢者医療連合では9%近い保険料の値上げになる。75歳以上の人の年金が、年金そのものがこの間、さまざまな形で引き下げ中、そういうことが起こると。そういう中で、こういう大幅な引き上げになるということで、特に町長を初め当局にはですね、広域連合の中で、平群町としてもしっかりとその辺の意見を言っていたら、余りにも急激なやっぱり負担増というのは、75歳以上になって、まさに人生の最後をですね、そういう形になってくるというのは、私は非常にね、やっぱりこれはいかなものかというふうにも思いますので、町として広域連合のほうにしっかりと物を言っていたら、いただきたいということをまずお願いしたい。

それと、予算については、平群町のほうで裁量が基本的にはないということで、反対はしませんが、そういう意見をして、賛成討論とします。

○ 議 長

他にございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号 平成24年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

繁田君。

○11番

休憩をお願いしてよろしいでしょうか。休憩をお願いいたします。

○議 長

時間かかりますか。

○11番

いえ。

○議 長

4時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時06分)

再 開 (午後 4時17分)

○議 長

それでは休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

ただいま、高幣議員ほか2名より、発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）が提出されました。

本件の取り扱いについて、議会運営委員会を開催していただき、審議を願いたいので暫時休憩をいたします。

その前に、時間延長、午後7時までいたします。

暫時休憩をします。

（ブー）

休 憩 （午後 4時17分）

再 開 （午後 4時39分）

○議 長

それでは休憩前に引き続き、再開をいたします。

（ブー）

○議 長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。

はい、窪委員長。

○議会運営委員長（窪 和子）

ただいま議会運営委員会を開会いたしました。案件は平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）の取り扱いについてであります。この問責決議（案）の取り扱いにつきましても、議会運営委員会で審議の結果、本日の本会議に直ちに上程することといたしました。

以上でございます。

○議 長

高幣議員ほか2名より、発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

はい、配付してください。

議案配付

○議 長

追加日程第1 発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議
(案)

を議題といたします。

本件につきましては、井戸君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により、井戸君の退場を求めます。

はい、井戸君。

○1 番

弁明の機会を与えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議 長

いま井戸君から申し出がありましたけども。

井戸議員退場

○議 長

ただいま、除斥されています井戸君から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。井戸君の申し出に同意することに決定しました。

井戸君の入場を許します。

井戸議員入場

○議 長

井戸君の発言を許可します。はい、井戸君。

○1 番

失礼します。急にこういうものを出され、びっくりしているところですが、最初に申し上げたいのは、どんな圧力にも私は決して屈しません。そ

これは最初に言うておきます。

今回の件で、これ、ちょっと急に出されて読むのもあれだったんですが、まず、この問責決議に対する内容で、本当のことではないということがあるので、ちょっと言わせてもらいます。

請願者から面会を申し出たにもかかわらず、いまだに応じていない。町民からの面接申し入れは議長を介して行われるため、個人ではなく公人としての対応を求められることは言うまでもないという、こういうことになっていますが、これが果たして本当かどうかです。実際に私は2回断りました。なぜか。まあ後で説明いたしますけれども、3回目には、私は拒否しておりません。きちんと申し上げます。これまでの経過を謝罪等、謝罪広告を出すならば幾らでも会いましょうと。その後に、この代表者の方以外であれば、どなたとでもお話ししますと、きっちり申し上げてございます。

ですから、基本的にオープンですので、なぜ町民からの面会申し入れが議長を介して行われるためとか、申し入れたにもかかわらずというのを書いているのが、まずわからない点でございます。で、なぜ私が2回断ったのか。これについてちょっと説明したいと思います。

いままでの経緯を説明したいと思います。

まず、私が4月24日に選挙に初当選いたしました。その次の日から、この代表者の方から、〇〇議員の親戚であると。〇〇議員を応援している。〇〇元議員をとっても知っていると、いきなり圧力のかかった電話がありました。それ以降、議長に対してもたび重なるクレーム、嫌がらせ、例えば井戸議員の議会入室の仕方、髪形に対して、服装に対して、スーツではだめみたいだそうです。よくわかりませんが。天然パーマもいけないそうです。よくわかりませんが。学校再編成の請願の賛成を求める前の電話においては、1時間にわたり話し、リコールや議会の解散をちらつかせ、「あんたさえ賛成したらええんや」と発言しております。

そして、その後に、私はそんなことで圧力に屈指ないので賛同はしません。もちろんですね。その後に、ある議員に対して、私が悪口を言っているというそを吹き込み、で、その議員を激高させ、私にけんかするように仕向けました。その議員から電話がありました。事実がうそだということは私ははっきり申し上げましたし、そのときに納得していただきました。

で、そういう電話の後、9月議会によってこの小学校再編成のほうを否決されたわけなんですけれども、その後に私はブログで書かさせていただきました。きっちりこの件についても説明しております。

この件についても、ブログの内容がだめだということで、そのブログの内容

に関しては、内容に関してはどうか、そのブログを入った封筒はある議員から、ある議員の封筒に入れて議長のほうに提出されました。これが圧力と言えれば圧力だと私は感じます。

その後、第1回目の小学校再編成の早期実現を求める会のビラが出ました。

その後、代表者とほかの方の要望によって議会懇談会を開催しました。その時点でも私は聞かれたことは懇切丁寧に応答と言いますか、ちゃんと答えをしています。その中でも、私は暴力行為を受けております。「あんたなんか必要ない」って言いながら、ある議員が発言中ですけども、私ははたき出されました。いすごとですね。こういうことあります。これはもちろん証人もございません。議会懇談会ですから。その後、私のブログに傷つけられたとして、次には、もっともっといろいろなことが行われ、ここに、ちょっと私も急だったので、あれですけども、3枚目のビラですね。早期実現を求める会の方々、発行者、これは朝日新聞以外は発行人がだれなのかは書いてございません。朝日新聞だけは池田とだけ書いてございました。

まあ、いろいろいままでも2回ですね、2枚目、3枚目でいろいろ書かれているのですが、内容証明郵便を出したと書いているんですが、そもそも内容証明郵便なんて送られてきていません。

そもそも本当に拒否したのであれば、私の直筆のサインと判こがあるはずで。きっとこの、私としてはこの小学校再編成の早期実現を求める会の方全員とは思っていませんので、ごく一部の方と思っていますので、その方の意向によっていろんなことが画策されたと感じております。実際にはないことをあるように現実に書いております。その後、配達証明で、また文を送っております。その前に、その文の中身は事前に議員全員に送られております。中身はもうむちゃくちゃでした。うそがやはり書いてございます。

で、このビラですね、ビラに関してもやはりうそのことが書いてあって、私としては聞き入れがたいことなんでございますが、このようなことですね。いろんな、まあ言えば、いま警察とも相談を超えて、実質的に動いてございますが、連携して進めてまいります。こういう経緯から、その代表者の方とはお話をしないと、圧力には屈しないと、しかしながら、この小学校再編成の早期実現を求める会のほかの皆様方であればお話をすると、私はきっちりそう申し上げました。ですが、すべてを断ったと、もうここ書いているので、もううそがいきなり書かれているわけです。ですから、これをどう私としても判断してよろしいのやらわからないんですが、ただ、真実だけを述べさせてもらおうと、例えばその後にも、井戸太郎議員の資質を問うを第2回に書き、第3回目までは、そうですね、そのときにストーカー行為、威力業務妨害に対してあるので、

それを謝罪して、謝罪広告を載せる前提であれば話し合いに応じますと私はきつちりと申し上げています。

で、公開質問状が出されました。これに関しても議員はほとんど知りません。真実を。うそばかり書いてございました。いまみたいなことですね。ばかりということもないですが、一方的な、ほかの議員の方々からすれば、もうどうしようもない。真実がわからないままの中で、そこに書いてあったのは、この回答の内容を、早期実現を求める会通信第3号に書くと、ここまで書いてあるんです。ですから、各議員の方々も本当に書かざるを得なかったという部分はあると思います。でも、冷静な判断をしておられる方は、これは個人のことであるとか、法的手段であるとか、いろんな部分で、どういう状況かわからないですから、きちんとした回答を得てございます。

ここにも書いてございますが、議員の中で、私に今回出された問責決議案に対しての発起人になられてる方等は、どちらかという批判的な内容になっております。

もう既にこの批判的な内容の議員、3名いらっしゃいますけれども、そのうちの1名からは真実をわからなくて書いてしまったということで謝罪を受けております。

このようなことから、もう無理やりにつくられているので、問責決議案、そもそもおかしいと私は思っております。言いたいことはいっぱいあるのですけれども、今回はこの程度にしたいと思っております。

はい、以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○1番

はい。

○議長

井戸君の退場を求めます。

井戸議員退場

○議長

追加日程第1 発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議
(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第 6 号

平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

平成 24 年 3 月 16 日

提出者 高 幣 幸 生

賛成者 馬 本 隆 夫

賛成者 繁 田 智 子

平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議（案）

井戸議員は、昨年 9 月定例会に付議された請願書について、自身のブログに記述をして発信していた。その内容に関して請願代表者から面会を申し入れられたにもかかわらず、いまだに応じていない。町民からの面会の申し入れは議長を介して行われているため、個人でなく公人としての対応が求められることは言うまでもない。再三にわたり議長の命に従わないことは議員として責任ある行動とは言えず、井戸議員のこうした行為が平群町議会に対する不信感を増幅させている。

本議会としては、かかる事態を重く見て、井戸議員に猛省を求め、議員としての自覚を強く持って責任ある行動をするよう促すために、ここに問責決議案を上げるものである。

以上、会議規則第 14 条の規定により提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。高幣君。

○ 7 番

ただいま局長より読み上げていただきました井戸議員に対する問責決議案につきまして、提出者としての意見を付議いたします。

この決議案は、本町の学校再編に伴い、昨年 9 月議会に提出された請願書から端を発した井戸議員のブログ問題であります。

この請願書は、住民約 2,300 人の願いであったと思います。この件に関して、同請願者の代表者である小林ゆい子氏が、本議会の議長を介して、井戸議員との接見の申し出があったと聞き及んでおります。

この接見の申し入れについて、議長を介しており、住民の小林氏と接見するように再三にわたって話されたとのこと。この接見申し入れは公人である議員として受けなければならないのではないのでしょうか。議長を介しての接見

申し入れをなぜ拒否しているのか同僚議員として理解ができません。これは議会の基本原則の議会基本条例の趣旨にもある住民への公開の原則というものがあるにもかかわらず、議員としての態度に不信感を持っております。このことは、議会に対して住民から不信感を増幅させるものとなっておるのではないかと思います。

また、このことから起因するのかもしれませんが、小林氏から全議員に公開質問状が提出されました。これも議長を介してであると思います。この公開質問状は全議員に配られ、対応しなければなりません。このような公開質問状は私たちとして真摯に受けとめながら回答しなければならなくなったわけです。

この問題の発生は井戸議員であって、私たちとしては非常にそのやり方についても迷いを持ちました。しかし、私は、いま、本議会では住民に対する議会活動の公開制を考え、インターネット中継とかいろんなことをステップとして考えております。また、私は個人的に感じるんですけども、井戸議員には期待するものが多々とあります。なぜならば若い力であります。そして、学ぶものもあります。井戸議員の若さと電子デジタル知識に期待をいたしております。このためにも、今回、このことに対して私は井戸議員に反省を求める一つとしてあえて問責決議を提出させていただきました。井戸議員には、その責任を持ってもらうためにも、本決議案を提出したわけでございます。いま井戸議員の弁明もございましたけれども、各議員の各位については、この弁明と、そして、また、良識のある御判断をお願いし、本趣旨に御賛同賜りたくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

植田君。

○5番

少しこの問責の案の中で確認をしておきたいことがあるのでお願いいたします。

上から5行目ですね、の真ん中ぐらいから、再三にわたり議長の命に従わないというふうにあるんですが、これについて、議長は再三にわたり井戸議員に面会をするよう、まあ言うたら、命ということは命令ですよ、議長としての。されたのかどうか。

それと、そういうことを議長命として議員に対して、議場外ですよ、まあ言うたら、この議会の中ではなくて議場外ですから、そういうところでそうい

うことを発することが適正なのかどうかということも含めてお聞きをしたいと思えます。

○議長

私に対する質問でございますので、私のほうから答えます。

いま植田君のほうからございました再三にわたり議長の命に従わないというよううんぬんの話が出ました。その前行で、町民からの面会の申し入れが議長を通して行われておると、これは事実でございます。

早期実現を求める会代表者から、私、議長のほうへ井戸議員とお話をしたいという申し入れがございましたので、私のほうから井戸議員にそれを伝えました。その中、先ほど井戸君の弁明にもありましたように、私はお会いできないということで、また、代表者に返しております。そういう答えは。ただ、そこで、この書いてあるように、それが議長の、まあいわゆる命令と、命というところについてはなかなか難しい判断がございますけれども、我々議会人として、住民の信託を受けた議会人として、住民からいろんな話がしたい、申し入れしたいという場合は、やはり十分にその門戸を開くのが適当だと、それが普通だと、重要であると私は考えております。

以上です。

山口君。

○6番

提出者に一言聞きますが、いま議長もおっしゃられたように、もちろん公人としての議員ですから、住民の皆さんから会いたいとか話があるとかいうことで会うのは当然のことです。ただ、まあそれも趣旨によっていろいろ、当然いろんな方がいらっしゃいますから、中身によってはですね、私自身、拒否ということではないですけれども、いろいろ時間的な問題その他もあって、あると思うんですが、提出者の高幣議員は、じゃあ、すべてそういう話、要するに会いたいということがあった場合、絶対に受け入れるのかどうか。いろんな場合によってはそういうことが、断ることが私はあると思うんですが、提出者はそういうことがないというふうに断言できるのかどうか。その辺、どのように考えられますか。

○議長

高幣君。

○7番

私も、議員、いままで丸8年を終えまして、その間に、いまとどのようなケースで面会を求められたことはございます。そして、その折の感覚でも、やはり聞くことが議員の仕事ではないだろうかなと考え、即、自宅にりましたが、

即議会に訪れ、そして、その方にお会いして、その方の御意見を聞く、この姿勢は崩しておりません。これからもやはり議員たるものは町民の皆さんの信託を受けてるわけですから、お話を聞く、そして、内容によってはその答えを出していく、これが議員の宿命だと私は思っておりますので、これからも私自身は住民さんからそんなお話があったら、それには必ず参りたい、そしてお聞きしたい。その上で判断をするというふうに努めてまいりたいし、そうあるべきだと思っております。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いてこれより討論に入ります。

山口君。

○6番

この問責決議案には反対をいたします。

先ほどもちょっと言いましたが、できるだけ住民の方と会う、それは当然のことなんです。ただ、さっきにも言いましたように、いろんなケースがありますし、個人の場合もありますし、それと、ずっとこの間、私たち、私も公開質問状を受け取りましたので、返事はしておりますけれども、この問題で、その中身すべてを私は承知しているというわけではありませんが、最初のブログについては確認もしました。しかし、そこに書いてあることが、私は何ら問題なかったとも思いますし、また、その後、ここでは会わないからということなんです。ただ、議長さっきおっしゃられたように、議長としては会ってはどうかということなんです。ただ、井戸議員本人の弁明の中にもありましたように、いろんな経過の中でその方と会うのを拒否しているということになる述べられました。こういうことは議会全体というよりも議員個人の判断でいろんなことをすべきだというふうに私は思っています。ですから、その場合、それと、また、今後、その会からの名前であってみたいですから、そういう全くだれとも会わないということでもないような話ですし、さらにこういうことを議会で問責決議、これが問責決議ということになれば、今後いろんなね、以前平群町には役場内で大声を上げるような方もいらっしゃいましたし、いろんな方がも

ちろんいらっしゃいますから、すべてとは言いませんけれども、そういうさまざまな事情の中で私は判断すべきだというふうに思います。

今回の井戸議員に対するこの問責決議の中身、また、公開質問状を受け取ったときのその流れで、私の知る範囲では、問責には値しない、このように考えます。

ですから、この問責決議案に対しては反対の意を表明します。

○議長

繁田君。

○11番

賛成者の1人として意見を述べさせていただきます。

いま井戸議員のほうからですね、退席する前に、選挙が終わった翌日からということたくさんの方が、御発言がありました。そのことについては、今回の事件とは一切関係がありませんので、過去にどのようなことがあったかということは私たちの預かり知らぬことであります。

いま、私たちが猛省を求めて、責任ある行動をとっていただきたいと井戸議員に願っているのは、昨年9月定例会に付議をされました請願書について、これのみであります。しかもブログにどのようなことが書かれていたかということについては言及をしておりません。しかし、ブログに書かれたということは、当然、100%書いた御本人が責任を持たれるべき内容であります。そのことについて請願の代表者から面会を申し入れられたのであれば、きちっと対応するというのが議員としての本来の態度であります。

これは請願代表者の名誉のためにも申し上げておきますが、このブログの内容は、私も実は見てびっくりしました。あえて申し上げます。前段は略しますが、ただ、私が、この私は井戸議員ですね、懸念していたことが現実に起こりました。またもや真実を語られずしての請願書、請願書に同意して印鑑まで押された方の中には、請願書の本当の重要なことを知らないということがわかってきました。その件につきましては今後書いていくとは思いますが、どうなるかわかりませんという内容のブログであります。

これは井戸議員が全面的に責任を持って書かれたのであったならば、この内容について釈明を求められれば、当然釈明をすべきです。これは2,300人の請願書に名前を書かれて判こを押された方々に対する侮辱以外の何物でもありません。

そのことについては釈明し、私は謝罪すべきやと思いますが、それがなされていないというのはやはり大きな問題だと思います。

しかも、このブログの下のところには、コメントといって3人ばかりの方々

からのコメントがあります。それで個人名を出されてですね、この人って南小がつぶれたらどんなメリットがあるのですか。アクションプランと学校編成にどんなかかわりがあるのでしょうかと、個人名を挙げて書かれています。これも本来やってはいけないことだと私は思います。いま現在、議会のインターネット中継が私が委員長となっている特別委員会で審議をされています。その中で、井戸議員は、特に改ざんをされたらどうするんだと、これを悪用されたらどうするんだということを盛んにおっしゃっていますけれども、まさに私はそれそのものを井戸議員に返したいと思います。これはやっぱり個人の名誉がかかっています。そして、2,300人の署名をされた方々の名誉がかかっていることなんです。

ですから、これが、このブログの内容が正しいとおっしゃるのであれば、きちんと出て説明をすべきですし、もしもこの中に誤りがあるのであれば、それは率直に認めて私は謝罪すべきだと思います。

ですから、今回の問責決議案については、この1点に関して出されたものであるということを皆様方御理解をいただきまして、賛成をいただきたいと思います。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

井戸太郎君に対する問責決議については、反対の立場から少し討論させていただきます。

先ほどからも話が出てましたが、議員というのは、当然住民の代表として襟を正して活動しなければならない。ただし、私自身が思うところによりますと、議員個々の活動は議員個々が責任を持って行われるべきものであって、特に社会的責任等の問題がない中では議員個々で考えて行動していくものであると考えております。

先ほど井戸議員の話の中にも出てましたが、もともとは個人個人のいろんな意見の違い、考えの違いも発端であるようなこともおっしゃっておられました。ただ、私にとってはどういったいきさつでどういった心のずれ、感情のずれでいろんな出来事が起こったのかはよく理解はできません。

過去にも、先ほど山口議員が言ったようなケースも確かにありました。いろんなことで、個人に対する不審な要求をされたこともございましたが、そのときそのときに議員がどういった判断をして、どういった行動をするかというのは議員個々の問題と私自身は思っております。

先ほどの井戸議員の弁明の中にも、何か名誉毀損等に対する法的措置もとられたような話もされておりました。公開質問状の中で、私自身は、どの部分がどのような名誉棄損に当たるのか、いま現在明確になっていない。その時点で議会が問責を決議するというのも適切ではないというふうに私自身は思います。

先ほど、当初に申しましたように、社会通念を逸脱していない以上、これは議員個々の問題であると私は思いますので、問責を決議をすることについては反対をいたします。

○議長

馬本君。

○12番

私も賛成議員としてやらせていただけてますけども、本当はこのような問責議員を出すのは、私、平群町議会で恥ずかしい。正直な話。恥ずかしいです。というのはね、先ほど、再三にわたり議長の命に従わないということで御質問された。議長は議長の御判断でされた。けれどもね、日ごろ議会いろいろ審議しているので、地方自治は住民自治、住民が主人公、いろいろおっしゃいます。というのはね、僕は中身の話を言うてるんちゃうねん。中身の話は言ってない。けれども、住民が果たして政策、いろんな件でお話をするのは、最終的に議会事務局は何のためにあるのか。議会基本条例でも一緒です。1人であっても議会懇談会を開催した経緯もございます。これも一つの政策でございます。その方が事務局をお訪ねされ、議長どうですかと、こうこうして、議長を通じて、それはうちら議会の代表者でございます。それはその件。議長は議長の御判断をもって、公人としてお会いされたらどうですかというふうに命を發されたというふうに私は確信しております。中身は別です。中身の問題は。それは個々の、自分が言ったこと、また議会で発言したことは議会議員は全部個々で責任を持つべきや、それは。けれども、議長を通じて会いなさいというふうになって、その御返事を議会事務局長のほうから御返事された。会わないということならば、これは今後、平群町議会にとつた大変な私は危機と思いまっせ。

会って、思想信条は皆違います。議員さん10人に皆違うかもわからん。それはそれでよろしい。思想信条はよろしい。平群町議会はだれのためにあるんやろ。2万人のためちゃいます。老若男女問わず、平群住民として、議会事務局が続いてこられて、こうこうして、こうこうして、何回も言うてんねやけど、会うてくれはらへんから、ひとつ議長、何とかセットしていただだけませんか、議長はその御判断をされて、その後、その経過の中で、公開質問状、文書で来た。口頭で来ても一緒や。それについて皆さん返事されたんや。これは公文書

や。

個々の問題であって、私は私、21年目になりますけども、いろんなことございました。特にゴルフ場問題のとき、大変でした。けれども私はお会いしました。反対の方も。住民の信託を受けた議会議員で、4年間の任期をいただきました。ここに僕の一番言いたいことは、議長の再三の命に従わなかったということは、私たち12人の代表者でございます、議長は。議長も先ほど明確な御答弁をされました。私は下中議長は立派な議長やと、私は確信しております。そのためにも、去年の5月の8日に、下中議長の名前を、投票させていただきました。私も4年間議長をさせていただきました。いろんなことございました。けれども、そのときそのときは議長御判断されて、会いなさいと。それを会ってですよ、基本的に議会事務局、議長室でもどこでもよろしい。事務局を入れてお会いされたらいい。私もそんなことたくさんありました。

いま先ほど、反対討論された中で、暴言を行政でふっておられた方、私、議長室でお会いしました。はい、中入ってくださいって。そのように、本当に平群町議会、私最初言いましたように、この問責決議案出すこと自身、私はほんまに、賛成議員させていただいてますけども、これ、平群町として恥ずかしいというてええんかな、議会として。私はそういう認識してます。

公人とは何や。ほんで、ここに言いますけども、これは要するに問責決議でございます。辞職勧告決議案でも何でもございませぬ。法的な拘束力もございませぬ。けれどもね、これから議長の命に背いて、よう聞いてくださいや。それは僕はなじまへんから、議長、会いませぬ。これが果たして通っていったら、どんどんどん通っていったら、この議会の議長の統制力ってどうなるでしょう。

そしたら、ちょっと聞く話によると、1回目、違う場所で会って、あと2回は議会事務局へお訪ねになって、ちゃんとこういうぐあいに議長にお会いしたいということのあれでお話されたというふうにも聞いてます。住民はわざわざ議会事務局までお越しになって、面会を求められております。自分自身が身の危険を感じる。そういうふうなことになるならば、議長は絶対に会いなさいということは議長おっしゃらない。そこでちょっと会いませぬと議長は言っただけのもんやと私は確信してます。

せやから、まずね、会うことが大事、会わねばならないのが私は公人と思えますよ。中身は別ですよ。会って、いや、実は議長も中へ入っていただいて、局長も入っていただいて、当事者も入っていただいて、議員も入っていただいて、そこでお話されて、意見の合わないのは、これはいたし方ない。これはもう思想信条が違う。これはいたし方ない。住民の御方であっても、これはしゃ

あないと思います。入り口で拒否するのは果たして正しいのかな。これが公人と言えるかな。私は言われへんと思うで。

まして、住民は議会事務局へ来て、議会事務局の議長、議長の御判断を得て、まして、もう一つ、皆さん、いま反対討論おっしゃったか知らんけども、中で、そしたら、公開質問状、何で皆名前書いたんや。あのいろんなコメントを書いたんやというふうに言いたくなりますよ。あれ、議長命やさかいレターケース入れたんじゃないんですか。

例えばの話、議長は、そのええかげんなものやと、これはレターケース入れられませんという御判断されたと思う。議長の御判断でレターケースへお入れになったと思いますよ。

せやから、平群町議会として、今回、井戸君、まだお若いです。これからの方と思います。高幣さんもおっしゃったように。それは立派な方やと思います。けれども、ルールというのはこういうことがあるんやでということはやっぱり戒めのために、一定、今議会、今回でわかっていただいて、後は住民の信託を受けた議員として、より一層の御活躍を祈念するところでございます。

皆さん、この問責決議に何とぞ御賛同のほど、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長

他にございませんか。

高幣君。

○7番

ちょっとだけ追加でございますけれども。

発言する者あり

○7番

じゃあ、結構です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。
ただいま除斥されています井戸君の入場を許可します。

井戸議員入場

○議長

ただいま、発議第6号 平群町議会議員井戸太郎君に対する問責決議案は挙手多数で可決されました。このことを御報告します。

日程第14 発議第1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第1号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年3月16日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

賛成者 高 幣 幸 生

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当改正法により、平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかし、このほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度、就労支援や技能取得支援、福祉貸付金、自立支援給付金などの多くが父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭にも対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施することを強く要望します。

記

1、遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子がともに暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

2、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子家庭にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただき、意見書の中にも書かせていただいておりますが、年々増えております父子家庭については、母子家庭同様、経済的に大変不安定であり、子育てでも多くの課題を抱えておりますが、父子家庭と母子家庭では行政による支援内容に大変大きな差があります。

よって、遺族基礎年金について、死別の父子家庭の父においても支給対象とするなど、また、対象が母子家庭に限られている諸制度を父子家庭も対象とするよう改善を行うことを強く求めるものであります。

以上、簡単ではございますが趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第15 発議第2号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第2号

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年3月16日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

賛成者 高 幣 幸 生

こころの健康を守り、推進する基本法の制定を求める意見書（案）

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民に40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」と言える状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など、多くの社会問題の背景にもこころの健康の問題があると言えます。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状はこうしたこ

ころの健康についての国民ニーズにこたえられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度をあらわす総合指標（障害調整生命年〈DALY〉：disability adjusted life years）を開発し、政策における優先度をあらわす指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するものは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患とあわせて三大疾患の一つと言えます（WHOの「命と生活障害の総合指標」による）。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためにはこころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8番

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、我が国では年間自殺者が3万人に上るなど、国民のこころの健康危機と言える状況にあります。しかし、日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こころの健康についてのニーズにこたえられるものではありません。

よって、心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会を実現するため、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様に御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。
本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第16 発議第3号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第3号

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年3月16日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）

平成18年4月、障がいのある人もない人とともに地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行されました。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度を初め、さまざまな問題点が指摘さ

れてきました。

その後、政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の原告との間で速やかに応益負担制度を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制度を実現するとの基本合意を交わしました。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100カ国以上が批准を行っているにもかかわらず、我が国では国内法が未整備のため、批准には至っていません。

これらの課題を受けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された障害者制度改革推進会議での検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われました。また8月には、同審議会の総合福祉部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられました。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の提言に沿った障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化することが必要です。

よって、国においては、下記の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させ、施行することを強く求めるものです。

記

- 1、障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○5 番

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

障害者自立支援法は、発足直後から、いま述べていただいた中にもありましたが、障がい者の自立を支援するのではなく阻害する法律であると多くの障がい者や障がい者団体が問題だとしていました。

障がいがあるために必要とする支援を益と見なし、障がい者に原則1割の応益負担を強いる障害者自立支援法は憲法に違反しているとして、全国14カ所

で71人が訴訟を起こしていました。

2010年1月に障害者自立支援法を廃止し、憲法等に基づく障がい者の基本的人権の行使を支援する新法制定を約束して、国と基本合意を交わし、和解をいたしました。

しかし、国はこの和解をほごにする閣議決定を3月13日行いました。名称を障害者総合支援法とし、中身は障害者自立支援法のごく一部を変えるだけ、115条文中変更は2条文のみで、一部の難病患者らをサービスの対象に加えますが、障がい者団体などが求めてきた原則無料化、応益負担の廃止や給付を制限する障がい者区分の廃止は見送る中身となっています。

民主党はマニフェスト、2009年の選挙のときですが、自立支援法廃止を明記し、その後も当時の長妻厚生労働大臣も廃止を約束していました。このように公約をほごにし、障がい者の方々をばかにした法案提出は許すことができません。

いまこの問題では、当時の原告の方々も大変このことには怒りを持っているということで、全国各地で記者会見なんかも行われています。

和解に基づく基本合意を守り、障がい者が本当の意味で自立して暮らせる社会を実現するための新法こそ政府は提案すべきです。全国的にも多くの県議会や市町村議会で採択がされています。ぜひ今回の意見書への御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第17 発議第4号 公的年金の削減に反対する意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第4号

公的年金の削減に反対する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年3月16日

提出者 山口昌亮

賛成者 植田いずみ

公的年金の削減に反対する意見書（案）

政府は「税と社会保障の一体改革」を強引に推し進めようとしています。特に年金については、4月から年金額を0.3%引き下げること決めており、その上、本来水準と「特例水準」の差2.5%を3年で解消するために支給額を下げるといふものです。また、マクロ経済スライドで年々0.9%ずつ減らし続けて、現役世代の収入の約6割であった収入を4割程度まで切り下げようとしています。しかも、支給開始年齢を68歳から70歳に先延ばしすることまで検討しています。

高齢者は、政府の資料でも、単身世帯で年収50万から100万未満が最も多く、150万未満が半数以上です。税や社会保障の負担増で生活に回せるお金は減少の一途をたどっています。

老齢基礎年金のみの受給者860万人の実に43.9%は65歳を待たずに前倒しで減額受給しています。このことから、年金額の引き下げや支給開始年齢の先延ばしなどのできる状況にないことは明らかです。

2004年の改定で、政府は「100年安心の年金」と言いましたが、それは日本経済が成長することを前提に組み立てられたものであり、当時は1.7%の特例措置も物価上昇の中で対処し、年金支給額は下げない約束になっていま

した。

しかし、輸出大企業を支援する構造改革の政治によって物価も賃金も国の経済成長も97年以降下がっているのが現実です。そのため、年金設計の基礎が崩れ行き詰まっているのです。そのツケを特例水準と言いかえて年金の支給額を引き下げるなど認めるわけにはいきません。

このような状況を改善するため、下記の事項を早急に取り組まれることを強く要望いたします。

記

- 1、年金2.5%の引き下げは行わないこと。
- 2、デフレ経済下の「マクロ経済スライド」の発動はやめること。
- 3、年金支給開始年齢の先延ばし（68～70歳）は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○6番

中身はいま局長が朗読していただいたとおりであります。御存じのように、この間、さまざまな負担増、特に高齢者にとっては平成十七、八年ごろから老齢年金が廃止され、その後も年金は物価スライドという形です、引き下げられる。こういうことが続いています。

一方来年度というか、この4月からは介護保険料も大幅に上がる。きょうの審議でもありましたが、後期高齢者医療保険もですね、その保険料が大幅に上がる。こういう状況の中で年金だけが唯一の収入という高齢者世帯の中です、これ以上年金を下げるというのはやっぱりいかななものか。もうこれでは生活ができない、そういう悲鳴が聞こえてきます。

だからこそ、ここに書いてある中身です、政府にしっかりと地方から意見を上げて、高齢者が安心して年金で生活できるような社会をつくっていく、こういうことが大事だと思いますので、議員各位にはこの意見書にぜひ賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

繁田君。

○ 1 1 番

本意見書（案）については、ちょっと賛成しがたいという立場で一言申し上げておきたいと思います。

この案の冒頭にありましたように、政府は税と社会保障の一体改革を強引に押し進めようとしていますという立場でこの意見書は始められているわけなんですけれども、この社会保障の一体改革といいますと、当然年金のことにも踏み込まれるんですけれども、非常に幅広い見直しというか検討がなされております。主な充実化項目としては、子ども、子育ての部分の充実をしていくということ。それから、医療、介護等についてもですね、医療提供体制の強化と効率化、重点化、あるいはセーフティネット機能の強化といったようなところで、いま現在検討がなされています。

ですから、全体の中で年金をどう位置づけるかという、そういう視点で物事を見ないと、その年金の問題だけを取り上げていくと判断を誤るのではないかという懸念があります。

確かに高齢の方にとっては現在の年金が減るということは大変なことだと思います。命綱とも言える年金でありますから。また、私たちのような世代になりますと、年金の支給年齢がさらに先延ばしされることに対する不安というものも確かに大きなものがあります。しかし、社会保障全体として見ていった場合に、このことだけをとらえて年金の削減に反対してよいのかどうか、それについては、まだ政府のほうでも検討中という案件でもありますし、資料が、その判断するに足る資料が余りにも少な過ぎると思います。

そういう意味で、現時点でこの案に賛成することはいたしがたいという立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○ 議 長

植田君。

○ 5 番

公的年金の削減に反対する意見書（案）については賛成の立場で討論させていただきます。

年金は高齢者の命綱であり、年金額の改定は高齢者の生活実態に則して行わなければなりません。特例水準の発端となった2000年から2002年当時と比べて、比較して、高齢者の生活が厳しさを増しこそすれ、全く楽にはなっ

ていません。100年安心の年金制度など、とんでもない話です。今後、介護保険料や後期高齢者の保険料などが大幅に引き上げが行われる中、高齢者の暮らしに回せる所得はますます低くなっています。その上、いま野田内閣は消費税10%ということは何としてもやりたいというふうなことも明言しているわけですから、それこそ高齢者にとっては、もう生活がやっていけないという状況に追い込まれていきます。

年金の削減は消費をさらに冷え込ませ、デフレからの脱却を一層困難にするということも私は考えられると思います。これまで一生懸命働いて社会を支えてこられた方々が少なくとも暮らしていくための最低限の要求だと私は考えております。そういう意味では、この意見書には賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第18 発議第5号 乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第5号

乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成24年3月16日

提出者 繁田智子

賛成者 奥 田 幸 男
賛成者 高 幣 幸 生
賛成者 窪 和 子
賛成者 馬 本 隆 夫

乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

本格的な少子・高齢化社会を迎え、子育て家庭が安心して子どもを生き育てられる施策の充実が求められています。

こうした中、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として多くの市町村で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしてきたところですが、市町村間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じています。

一方、増大する子育て費用は家計に大きな負担を与えています。さらに子どもたちが健やかに育つために必要な医療費は、病児を抱える子育て家庭にとって不測の出費となり、経済的負担の大きな不安要因となっています。

子どもが病気にかかったとき、医療費の心配なく病院で診療を受けることができる制度をつかってほしいというのは子育て家庭の切実な願いです。

よって、将来この国の礎となる子どもたちが健やかに育つことができるように、県においては、県内の子どもたちの福祉向上のため、下記の事項を早期に実施するよう強く要望します。

記

- 1、助成対象を義務教育終了時まで拡大すること。
- 2、病院窓口を無料化する現物給付方式を採用すること。
- 3、所得制限限度額及び一部負担金を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。繁田君。

○11番

昨年の12月、本定例会におきまして、子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願が提出をされました。その請願の審議の中で、町としては少子化問題は国を挙げて取り組むべき問題であることから、県や国に対して要望をしていきたいという旨の御答弁が理事者側のほうからございました。

また、議会といたしましても、助成制度拡充に向けた意見書を検討願いたいという旨の意見が出まして、平群町議会としてやはり県に何らかの働きかけをすべきではないかということになりました。

今回のこの意見書は、それを受けて提案をさせていただいているものであります。

現在の県の乳幼児医療費助成事業は、出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日まで、つまり義務教育就学前までと対象が限られておりまして、また、所得制限が入っております。あるいは最終的な受給者負担としては定額の一部負担となっているなど、非常に子どもさんを抱えている保護者にとっては十分な制度にはなっていないと言わざるを得ません。

もとより国民の健康、とりわけ病気にかかりやすい、あるいはかかると重症化しやすい乳幼児の生命を守るということについては、国や県できちんとした制度化をして保障していくべきものであると考えます。

平群町でも鋭意取り組んでおりますが、さらに市町村でのばらつきを解消し、奈良県内で安心して子育てができるということを実現するために、県のほうに意見書を上げたいと思っております。

皆様方の御賛同をいただきまして、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

本案については原案どおり可決し、意見書として奈良県へ送付することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、奈良県へ送付することに決しました。

日程第 19 先進地視察計画書について
を議題とします。

議会運営委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。

○議長

はい、窪委員長。

○議会運営委員長（窪 和子）

それでは、先進地視察計画について、提案趣旨等を御説明申し上げます。

平群町議会は、平成 22 年 4 月 1 日に議会基本条例を制定しましたが、さらに議会の公開性を高める議会改革に取り組む必要があります。そこで議会インターネット中継をさらに研究するため、さる 2 月 22 日の議会運営委員会で、次のとおり、先進地視察研修をすることを内定いたしました。

視察の概要は、議員各位のお手元に配付をいたしております先進地視察計画書のとおりですが、少し御説明をさせていただきます。

視察予定日は平成 24 年 4 月中旬を予定しております。視察地は現時点におきましては決定しておりませんが、正副議長、議会運営委員会正副委員長に一任させていただくこととしております。

視察の目的は、さきにも説明いたしましたとおり、議会のインターネット中継の研修であります。参加議員は全議員といたします。当局側参加者は総合政策課長、また随行者は議会事務局長であります。

以上、御提案申し上げます。

○議長

ただいま議会運営委員長より、先進地視察計画についての報告がありましたとおり、実施したいと思えます。平群町議会議員の行政視察等に関する規則第 4 条の規定により、議員全員で実施することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって先進地視察は議員全員で実施することに決しました。

日程第 20 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りい

たしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。

委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、ごあいさつをお願いします。町長。

○町 長

12日間の会議期間中、熱心な議論をいただき、お疲れさまでございました。おかげさまで本定例会に上程させていただきました平成23年度補正予算案、平成24年度予算案など36件の案件につきまして、すべて可決、承認、同意いただき、まことにありがとうございました。

大きな課題となっております土地開発公社の解散に向けた取り組み、幼保一体化に向けた取り組みなど、課題は山積いたしております。これらの課題解決には大きな財政負担が伴うものであり、財政をにらみながらの厳しい町政運営となることは議員各位におかれましても十分御理解いただいているところでございますが、そういった共通の認識の上に立って、今後におきましても御協力いただきますよう、衷心よりお願いする次第でございます。

いずれにいたしましても、これらの問題解決に向けまして、今後におきましても議員各位への御説明や御協議をお願いしてまいりますとともに、住民の皆様への説明責任も果たしてまいりたいと考えております。

私といたしましては、これからも職員と一丸となって町政運営に邁進してまいりますので、議員各位のより一層の御指導御鞭撻をお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成24年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時54分)